

# 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

平成20年11月14日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の規定に基づき、彩の国さいたま人づくり広域連合の議会の議員（以下「議会議員」という。）の議員報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(議員報酬)

第2条 議会議員の議員報酬の額は、次の表に定める額とする。ただし、他の地方公共団体の常勤の職を兼ねるものについては、これを支給しない。

区 分	額
議会議長	日額 15,000円
議会議員	日額 10,000円

(費用弁償)

第3条 議会議員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 議会議員に支給する旅費については、職員の給与に関する条例（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第5号）の適用を受ける職員に支給する旅費の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。